

# 高知県教育委員会 会議録

令和5年7月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年7月18日(火) 13:30

閉会 令和5年7月18日(火) 14:26

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
欠席者	教育委員	弥勒 美彦

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育次長	今城 純子
〃	教育政策課課長補佐	北川 達也(付議第1号から第12号のみ)
〃	教職員・福利課長	岡本 健(付議第13号から第15号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一(付議第13号から第15号を除く)
〃	高等振興学校課長	野田 健一(付議第13号及び14号のみ)
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦(付議第1号から第13号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貢(付議第1号から第12号のみ)
〃	保健体育課長	前田 義朗(付議第13号から第14号及び専決処分報告第1号を除く)
〃	教育政策課主任指導主事	井上 雄二(会議録作成)
〃	教育政策課主査	菊池 真希(会議録作成)

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

教育長 7月定例委員会を開催する。

教育次長(総括) (提案説明)

教育長 付議第15号、付議第16号及び報告事項第1号は、個人の情報を含む議案のため、専決処分報告第1号は、非公表の情報を取り扱う議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長 それでは、付議第15号、付議第16号、報告事項第1号及び専決処分報告第1号を、非公開の取扱いとする。

- 【付議第 1 号 高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則議案 (教育政策課)】
- 【付議第 2 号 高知県立高等学校学則の一部を改正する規則議案 (高等学校課)】
- 【付議第 3 号 高知県技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則議案 (高等学校課)】
- 【付議第 4 号 高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則議案 (特別支援教育課)】
- 【付議第 5 号 高知県学校教育法施行細則の一部を改正する規則議案 (特別支援教育課)】
- 【付議第 6 号 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】
- 【付議第 7 号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】
- 【付議第 8 号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】
- 【付議第 9 号 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】
- 【付議第 10 号 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】
- 【付議第 11 号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案 (生涯学習課)】
- 【付議第 12 号 県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則議案 (保健体育課)】

○教育政策課課長補佐 説明

○質疑

平田委員	流れは分かった。年度途中で規則改正を行い、公布の日から施行するということだが、公布はいつを予定しているか。
事務局	今回、議決をいただいたうえで、高知県公報に載せる必要がある。法務文書課に広報への登載を依頼してからになるので、おそらく今月末か 8 月に入ってからになるかと思う。
平田委員	分かった。時代の流れだと思う。
教育長	付議第 1 号から第 12 号はすべて様式の押印をなくすという議案のため、まとめて採決を行いたいと思うが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第 1 号から第 12 号はまとめて採決を行うこととする。付議第 1 号から 12 号の議決を求める。原案のとおり賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手

教育長	付議第 1 号から第 12 号を原案のとおり議決する。
-----	-----------------------------

【付議第 13 号 令和 6 年度県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案  
(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	主には「開示請求」といったのを、「開示の求め」に直したのか。
事務局	そうである。
教育長	「請求」を「求める」に直した理由は何か。
事務局	資料 27 ページにある教育委員会告示により、このように変えるということになったためである。
教育長	全国的にそうなのか。
事務局	教育政策課からの指示によるものである。
教育次長	以前は、高知県個人情報保護条例があったが、今年度、国の個人情報保護に関する法律が、地方公共団体にも適用されるようになったことに伴い、県の条例はなくなった。県条例では、全て「開示請求」という言葉であったが、県条例がなくなり、国の法律に基づく告示が 4 月 1 日付でなされ、その表現が「開示の求め」となっていることからそのまま適用するため、表現が変わったということではないか。
事務局	そのとおりである。
教育次長	やること自体は変わるわけではなく、法律上表現が少し変わるということ。
森下委員	手続きなどは全く変わらずに、表現だけの改正になるのか。
事務局	そうである。
教育次長	以前は条例に根拠があった手続きが、今後は法律に基づく根拠となる。
教育長	手続き自体は変わらない。

永野委員	「開示請求書」ではなくて「開示の求め願」のようになるわけか。
教育長	開示の求めを行う書類はどのようになるのか。
事務局	書類はなく、学校に行って開示を求めるものである。
教育次長	口頭によるものである。
平田委員	幼稚部は、視覚と聴覚の2校ある。志願したが残念ながら入学を認められなかった方が今年は何人くらいいるのか。
事務局	認められなかった方はいない。現在、盲学校の幼稚部はゼロになった。高知ろう学校は2名いる。
平田委員	高知県の状況においては、定員が3名程度というのはおかしい数字ではないわけか。
事務局	そうである。
平田委員	早期から受け入れられたら良いのではないかと思い、質問した。
教育長	盲学校にはあまりいないのか。
事務局	これまでずっといたが、小学部に上がった後、新しい方が入ってきていないということである。
教育長 各委員 教育長	付議第13号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第13号を原案のとおり議決する。

【付議第14号 高知県教育振興施設整備事業費交付金事業に関する議案（高等学校振興課）】

○高等学校振興課長 説明

○質疑

平田委員	学校の今後を見通すにあたり、大変良い事業だと思う。檮原、嶺北なども成功しているのか。
事務局	そうである。檮原町や本山町にも協力していただきながら、地域との連携協働が進むメリットもあるし、生徒の受け入れ体制を整えることができ

	<p>るメリットもある。地域みらい留学などを積極的に実施したい学校・市町村にとっては、非常に効果的な事業であると考えている。</p>
平田委員	<p>そう思う。ぜひこういった交流センターを作ることにより、高等学校を活用した地域の繁栄を継続していただきたいと思う。良いことであり、賛成である。</p>
森下委員	<p>私も平田委員と同じく、市町村と学校が協働していくことは、今後とても大事であると思っており、ぜひ進めていただけたらと思う。令和元年に地域内が35人と、大幅に増えているが、大方高校の地域内はどこになるのか。</p>
事務局	<p>参考資料16ページの「大方高等学校入学生の推移」の一番下の注と書いたところにあるように、幡多地域以外の中学校を地域外とし、幡多地域を地域内としている。</p>
森下委員	<p>地域外だけではなくて、地域内の人が増えていること自体が、大方高校の魅力化が地域内にもしっかりと評価されているということではないかなと思う。ますますの発展を期待したいと思う。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第14号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第14号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第15号 令和6年春の叙勲(教育功労)候補者推薦議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	<p>【非公開議案】</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第15号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第15号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第16号 令和6年春の叙勲(学校保健功労)候補者推薦議案

(保健体育課)】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

	<b>【非公開議案】</b>
教育長 各委員 教育長	付議第 16 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 16 号を原案のとおり議決する。

【報告第 1 号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する報告 (保健体育課)】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

	<b>【非公開議案】</b>
--	----------------

【専決処分報告第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	<b>【非公開議案】</b>
教育長 各委員 教育長	専決処分報告第 1 号について、承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第 1 号を承認する。

#### (5) 議決事項

付議第 1 号から第 16 号  
専決処分報告第 1 号

原案どおり議決  
原案どおり承認